

【令和5年12月変更】

36 吉野・仁淀川広域流域

安芸地域森林計画書

(安芸森林計画区)

計画期間

自 令和 5年4月 1日

至 令和15年3月31日



高 知 県

この地域森林計画書は、森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、令和5年12月26日に変更されたものです。

目 次

I 計画の大綱	1
1 森林計画区の概況	1
2 前計画の実行結果の概要及びその評価	1
3 計画樹立に当たっての基本的な考え方	1
II 計画事項	2
第1 計画の対象とする森林の区域	2
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	3
1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	3
2 その他必要な事項	5
第3 森林の整備に関する事項	5
1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	5
2 造林に関する事項	5
3 間伐及び保育に関する事項	5
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	6
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	6
6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項	6
第4 森林の保全に関する事項	7
1 森林の土地の保全に関する事項	7
2 保安施設に関する事項	8
3 鳥獣害の防止に関する事項	8
4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	8
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	8
第6 計画量等	9
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	9
2 間伐面積	9
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	9
4 林道の開設及び拡張に関する計画	10
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	16

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき
森林施業の方法及び時期 16

第7 その他必要な事項 16

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

令和5年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

令和5年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

本計画区の森林資源は、戦後の積極的な拡大造林の結果、民有林の60%に相当する41,215haの人工林が造成されました。その齢級構成は、8齢級以上の林分が97%を占めており、資源として本格的な利用が可能となっています。これらの森林資源を有効に利用しながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、自然条件及び県民のニーズ等を踏まえ、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進め、望ましい森林の姿を目指すこととします。また、森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとします。

具体的には、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進します。

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の方針については、Ⅱ計画事項第2-1(2)第1表のとおりとします。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化等にも配慮します。

また、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進します。

加えて、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進します。

あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林GISの効果的な活用を図ります。

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積:ha

区分		面積	備考
総数		69,920.26	
市町村別内訳	室戸市	20,517.51	
	安芸市	21,909.23	
	東洋町	5,401.75	
	奈半利町	1,494.50	
	田野町	299.32	
	安田町	3,956.09	
	北川村	9,337.12	
	馬路村	4,074.07	
	芸西村	2,930.67	

- 注) 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林です。
- 2 本計画の対象森林は、次の(1)～(3)までの事項の対象となります。ただし、(1)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法(昭和31年法律第101号)第3条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、(3)の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除きます。
- (1) 森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の開発行為の許可
 - (2) 森林法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出
 - (3) 森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出
- 3 森林計画図の閲覧場所は、高知県林業振興・環境部森づくり推進課、高知県安芸林業事務所です。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

機能別森林の各機能を高度に発揮させるため、森林の整備及び保全の目標は次のとおりとします。

ア 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

イ 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

ウ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

エ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

オ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

カ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する森林

キ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林の整備及び保全の基本方針

各機能別森林について、それぞれの機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の整備及び保全の基本方針は第1表のとおりとします。

なお、森林の有する国土の保全、水源の涵かん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能のことを「森林の有する多面的機能」と表現し、このうち、林産物の供給に関する機能以外の機能を「森林の有する公益的機能」と表現します。

第1表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
ア 水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとします。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとします。ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。</p>
イ 山地災害防止機能／土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとします。また、自然条件等や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とします。</p>
ウ 快適環境形成機能	<p>県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとします。</p>
エ 保健・レクリエーション機能	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進します。</p> <p>具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件等や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとします。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
オ 文化機能	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとします。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。</p> <p>また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。</p>
カ 生物多様性保全機能	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとし</p> <p>ます。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。</p>
キ 木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行います。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とします。</p>

注1： 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要があります。

2： これらの機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるため、これについては二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地的でない機能であることに留意する必要があります。

2 その他必要な事項

令和5年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

令和5年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

適地適木を旨とし、広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種の造林を基本として、自然条件に適合するとともに、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し選択するものとし、人工造林をすべき対象樹種は、スギ、ヒノキ、クヌギ、マツ類を主体とすることとし、造林用苗木は、優良な母樹から採取した種子又は挿し穂から養成したものとし、

また、苗木の選定にあたっては、通年植栽が可能となるコンテナ苗の活用や、成長が優れた苗の導入、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木）の採用に努めるものとし、

なお、人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定められます。

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

令和5年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

令和5年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

(2) 天然更新に関する事項

令和5年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

令和5年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

(4) その他必要な事項

令和5年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

3 間伐及び保育に関する事項

令和5年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針
令和5年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域内における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、木材等生産機能の維持増進を図る森林に対して区域の設定をするとともに、この区域のうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からの距離や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、特に効率的な施業が可能な森林の区域を設定します。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域は、「再造林推進プラン」の策定について（令和5年9月15日付け5高木増第278号高知県木材増産推進課長通知）に示す林業適地の考え方を参考とするほか、地域の実情や自然的・社会的条件を踏まえて選定するものとします。

また、設定を行う区域内において（1）の公益的機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとします。

イ 施業の方法に関する指針

令和5年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

(3) その他必要な事項

令和5年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

令和5年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針及び森林施業の共同化に関する方針

不在村森林所有者を含めた森林所有者への働きかけ、森林の経営の受託等を担う森林組合や林業事業体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する長期の施業の受委託などに必要な情報の公開や提供、助言、あっせんや地域協議会の開催による合意形成等により、施業の集約化に取り組む者への森林経営の委託の促進等を進めるものとします。

(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

令和5年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

林業に従事するものの養成及び確保については、就業相談会の開催、林業大学校等で学ぶ青年や

新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材の適正な受け入れ等に取り組みます。

これらと合わせ、森林組合等の経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成するとともに、経営手法・技術の普及指導を促進することに努めます。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

令和5年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

(5) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

現在の流通の複雑な仕組みを情報技術の活用や、事業体間の連携等により、可能な限り簡素化し、素材生産から加工・流通に至る全ての分野でのコストを下げ、競争力の向上を図っていきます。

また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等に取り組むことで、木材製品の信頼を確保します。

さらに、多様な需要者ニーズに対応するため、乾燥を進めるとともに、JAS等品質・性能を保証する供給体制の整備を進めます。

加えて、需要者のニーズに即応した合理的な供給システムを構築していくため、共同化による規模拡大や効率化の取組を推進するとともに、生産と消費を結ぶ体制の整備を促進します。

(6) その他必要な事項

令和5年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

令和5年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法

令和5年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

(3) 土地の形質の変更にあって留意すべき事項

土地の形質の変更は極力行わないこととし、変更する場合にあっても、その目的に応じ必要最小限の規模にとどめることとします。

また、森林の持つ災害防止等の機能を維持するために、土砂の流出、崩壊防止等の施設を設ける等十分な土地の保全に留意することとします。

太陽光発電設備の設置にあたっては、小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性

を踏まえること、また、許可が必要な面積が改正により引き下げられたことを鑑み、開発行為の許可基準の適正な運用に併せて、地域住民の理解を得る取組の実施に配慮することとします。

(4) その他必要な事項

令和5年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

2 保安施設に関する事項

令和5年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

3 鳥獣害の防止に関する事項

令和5年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害の被害対策については、適切な間伐等により風通しを良くし、森林を健全な状態に保つことで森林病虫害の侵入を阻むとともに、日常の管理を通じて、森林を取り巻く状況を把握し野ねずみを含む森林病虫害の早期発見及び対処に努めます。

特に、松くい虫による被害を終息させるため、薬剤の地上散布等適切な防除措置を取るとともに、既に被害を受け感染源となるおそれのある松林については、樹種転換を推進します。

カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害にあつては、被害木の薬剤処理や伐倒処理を推進し、被害地の拡大を予防します。

(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く。）

令和5年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

(3) 林野火災の予防の方針

令和5年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

(4) その他必要な事項

令和5年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

令和5年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

令和5年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

2 間伐面積

令和5年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

令和5年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

4 林道の開設及び拡張に関する計画

室戸市

単位 (延長 : m 面積 : h a)

開設/ 拡張	種 類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
開設	自動車道		小川	4,000 m	1,064	○	①	
開設	自動車道		材木谷	900 m	195		②	
開設	自動車道		尾崎	2,400 m	302		③	
開設	自動車道		入木	2,400 m	269		④	
開設	自動車道		広尾	3,200 m	342		⑤	
拡張	自動車道 (橋梁改良)		上の内	1 箇所	309	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)		河内	1 箇所	556	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)		西郷	1 箇所	154	○		
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (橋梁改良) (局部改良)		大平舟場	3,000 m 3 箇所 3 箇所 2 箇所 3 箇所	1,119	○		
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良)		羽根	5,000 m 1 箇所 5 箇所 5 箇所	2,137	○ ○ ○		
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良)		東又佐喜浜	5,000 m 2 箇所 5 箇所 5 箇所	1,266	○ ○ ○		
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良)		小川	3,000 m 1 箇所 3 箇所 3 箇所	1,064	○ ○ ○		
拡張	自動車道 (幅員改良)		尾崎	1 箇所	302			
開設 計				5 路線 12,900 m				
拡張 計			舗装 局部改良 橋梁改良 法面保全 幅員改良	8 路線 7 箇所 16 箇所 5 箇所 16 箇所 1 箇所				

安芸市

単位 (延長 : m 面積 : h a)

開設/ 拡張	種 類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
開設	自動車道		畑山仲木屋	3,000 m	1,724	○	①	
開設	自動車道	林業専用道	江川別役	12,120 m	1,618	○	②	
拡張	自動車道 (橋梁改良) (トンネル改良)		畑山奥西川	3 箇所 1 箇所	1,697	○ ○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)		大磯	2 箇所	762	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良) (舗装)		正藤	1 箇所 2,000 m 1 箇所	744	○ ○		
開設 計				2 路線 15,120 m				
拡張 計			舗装 橋梁改良 トンネル改良	3 路線 2,000 m 1 箇所 6 箇所 1 箇所				

東洋町

単位 (延長 : m 面積 : h a)

開設/ 拡張	種 類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
開設	自動車道		真砂瀬	4,600 m	317		①	
開設	自動車道		檜地	900 m	499		②	
開設	自動車道		別役	800 m	286		③	
開設	自動車道		杉谷	1,500 m	67		④	
開設	自動車道		鴻ヶ峰	1,500 m	37		⑤	
開設	自動車道		押野	4,500 m	945		⑥	
拡張	自動車道 (橋梁改良)		甲浦	1 箇所	6	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)		河内	2 箇所	569	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)		角廻	1 箇所	91	○		
開設 計				6 路線 13,800 m				
拡張 計			橋梁改良	3 路線 4 箇所				

奈半利町

単位 (延長 : m 面積 : h a)

開設/ 拡張	種 類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
開設	自動車道		花田	1,650 m	75		①	
開設	自動車道		改谷	2,500 m	81		②	
開設	自動車道		須川	5,600 m	445		③	
開設	自動車道		立花	2,000 m	121		④	
開設 計				4 路線 11,750 m				

田野町

単位 (延長 : m 面積 : h a)

開設/ 拡張	種 類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
拡張	自動車道 (舗装)		高田	1,349 m 1 箇所	94			
拡張 計			舗装	1 路線 1,349 m 1 箇所				

安田町

単位 (延長 : m 面積 : h a)

開設/ 拡張	種 類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
開設	自動車道		中芸北上	2,980 m	311	○	①	
開設	自動車道		神峯	1,000 m	59		②	
開設	自動車道		西峯北上	11,000 m	53		③	
開設	自動車道		板木	1,000 m	296		④	
開設	自動車道		和田釜屋敷	1,000 m	37		⑤	
開設	自動車道		小川与床	1,000 m	30		⑥	
開設	自動車道		前久保	1,000 m	30		⑦	
拡張	自動車道 (舗装)		中芸北上	5,000 m 1 箇所	311	○		
拡張	自動車道 (幅員改良)		内京坊	1 箇所	85			
拡張	自動車道 (幅員改良)		西ノ川	1 箇所	58			
開設 計				7 路線 18,980 m				
拡張 計			舗装 幅員改良	3 路線 5,000 m 1 箇所 2 箇所				

北川村

単位（延長：m 面積：h a）

開設/ 拡張	種 類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
開設	自動車道		泉	1,100 m	144		①	
開設	自動車道		島日浦	1,000 m	579	○	②	
開設	自動車道		平鍋	1,000 m	192		③	
拡張	自動車道 (舗装)		泉	1,100 m 1箇所	144	○		
拡張	自動車道 (舗装)		島日浦	1,000 m 1箇所	579	○		
拡張	自動車道 (舗装)		上杉	1,000 m 1箇所	178	○		
拡張	自動車道 (舗装)		オソ谷	500 m 1箇所	80	○		
拡張	自動車道 (局部改良)		西谷朝日出	6箇所	1,019	○		
拡張	自動車道 (舗装)		宗ノ上	3,900 m 1箇所	158	○		
拡張	自動車道 (舗装)		久保裏	2,499 m 1箇所	1,019			
開設 計				3路線 3,100 m				
拡張 計			舗装 局部改良	7路線 6箇所 6箇所				

馬路村

単位 (延長 : m 面積 : h a)

開設/ 拡張	種 類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
開設	自動車道		押谷	2,000 m	219	○	①	
開設	自動車道		小石川	6,300 m	390	○	②	
開設	自動車道		滝野	4,500 m	338		③	
拡張	自動車道 (幅員改良)		滝野	1 箇所	338			
拡張	自動車道 (舗装) (幅員改良) (橋梁改良)		城山栃谷	1,000 m 1 箇所 1 箇所 2 箇所	106	○ ○ ○		
拡張	自動車道 (舗装)		土川	500 m 1 箇所	48			
拡張	自動車道 (舗装)		押谷	500 m 1 箇所	121			
拡張	自動車道 (法面保全)	林業専用道	亀谷小石川	1 箇所	330	○		
拡張	自動車道 (舗装) (橋梁改良)		朝日出	500 m 1 箇所 1 箇所	57	○		
拡張	自動車道 (舗装)		北路	700 m 1 箇所	142	○		
拡張	自動車道 (舗装)		西谷朝日出	1,500 m 1 箇所	619	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)		河平宿の谷	1 箇所	114	○		
開設 計				3 路線 12,800 m				
拡張 計			舗装 橋梁改良 法面保全 幅員改良	9 路線 6 箇所 4 箇所 1 箇所 1 箇所	4,700 m			

芸西村

単位 (延長 : m 面積 : h a)

開設/ 拡張	種 類	区分	路線名	延長及び箇所数	利用区域 面積	うち前半 5年分	対図 番号	備考
拡張	軽車道 (橋梁改良)		赤野川線	3 箇所	1,926	○		
拡張	自動車道 (橋梁改良)		赤野川線	3 箇所	1,926	○		
拡張 計			橋梁改良	2 路線 6 箇所				

安芸計画区 計

開設 計		30 路線 88,450 m	※うち前半5年分 31,400 m	7 路線
拡張 計	舗装 局部改良 橋梁改良 法面保全 幅員改良 トンネル改良	36 路線 39,048 m 22 箇所 22 箇所 25 箇所 17 箇所 4 箇所 1 箇所	31,200 m	28 路線 15 箇所 19 箇所 24 箇所 14 箇所 1 箇所 1 箇所

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

令和5年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期

令和5年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

第7 その他必要な事項

令和5年1月17日公表の地域森林計画のとおり。

安芸地域森林計画書

森
か
ら
は
じ
ま
る



木の文化県
こうち

「R100 この冊子は古紙配合率 100%の再生紙を使用しています。」